

竜王町教育委員会事務評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 竜王町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価を行うに当たり、同条第2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため、竜王町教育委員会事務評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について点検および評価を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育委員会会議の開催および審議状況に関する事項
- (2) 教育委員会の権限に属する事務および教育上の基本施策および重要課題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者等の内から教育委員会が委嘱する5名以内の者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、会議の必要に応じ、関係職員に説明を求めるとともに意見を聴取することができる。

(点検および評価事務の具体的な進め方)

第8条 委員会における点検および評価は、別に定める竜王町教育委員会事務点検および評価要領に基づく2次評価とする。

2 委員会の2次評価には、総括意見を付するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成21年6月22日から施行し、同日以後初めて開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。